

経済要録

国 内

◆ペイオフ解禁について

金融庁は、4月1日、いわゆるペイオフ解禁に関し、以下の内容の金融担当大臣談話を公表した。

金融担当大臣談話 — ペイオフ解禁について —

1. 新年度の始まりに当たる本日から、預金保険の適用が、流動性預金を除き原則に戻り、元本1,000万円までとその利息に移行する（いわゆるペイオフ解禁）。ペイオフ解禁は、構造改革のための重要な政策として行われるものであり、預金者、金融機関、そして金融行政にとって、新たな時代への出発点となる。

2. 平成8年度から平成12年度までの5年間、金融危機対応のための臨時異例の措置として、預金等全額保護の特例措置が講じられた。当該措置は、12年4月の都道府県所管の協同組織金融機関の国への移管を考慮して、13年度も継続された。

金融行政においては、この間、

- ・金融機関の経営・財務状況に関するディスクロージャーの充実
- ・金融危機対応のための恒久的なセーフティネットの整備（14年度で15兆円の政府保証枠を用意）
- ・ペイオフ解禁についての預金者への積極

的な広報の推進

等、ペイオフ解禁に向けた環境整備を進めてきた。

3. これまで、金融庁においては、金融システムの安定性が損われることがないよう、的確な検査・監督を通じ金融機関の健全性の確保に努めるとともに、各金融機関においても各般の経営改善努力が行われてきた。これらの結果、各金融機関は健全性の基準を満たした財務状況をもって本日を迎えたところである。

4. ペイオフ解禁に伴い、預金者は自らの判断と責任において金融機関を選択することとなる一方、金融機関は、そうした預金者の信頼を得られるよう、緊張感をもって一層真剣に経営に取り組む必要がある。その意味で、金融機関の経営者の責務は重大であり、経営者の一層の奮起を促したい。

金融庁としても、引き続き、金融機関に対し、的確な検査を実施するとともに、必要に応じ早期是正措置を機動的に発動するなど適切な監督等を行うことを通じ、日本銀行とともに緊密に連携しつつ、金融システムの安定の確保に万全を期す考えである。

5. なお、今後、万一、金融危機のおそれがあると判断される場合には、法令に基づき資本増強を含むあらゆる措置を講じる考えである。

◆日本銀行、「平成 14 年度の考查の実施方針等について」を公表

日本銀行は、4月8日、平成14年度の考查の実施に関する重要事項として、「平成14年度の考查の実施方針等について」を決定し公表した。その内容は以下のとおり。

平成 14 年 4 月 8 日
日 本 銀 行

平成 14 年度の考查の実施方針等について

1. 平成 13 年度を振り返って

平成13年度においては、銀行31先、信用金庫78先、その他（外国銀行、証券会社等）11先、合計120先に対して考查を実施した。考查の標準的な立入り期間は概ね2～3週間としたが、同年度は、経営状況に特段の問題が見受け

られず考查周期が長期化している信用金庫を対象に、期間を1週間強に短縮した考查を19先実施した。これは、検証の焦点を経営体力、信用リスク、市場リスクに絞ることにより、考查の効率的な運営を図ることを狙いとしたものである。この結果、実施先数の合計は前年度を上回った（下表参照）。

このほか、金融業務のIT（情報通信技術）への依存度の高まり等を踏まえ、システムの安全性や安定性の確認に焦点を当てた考查を3先実施した。

なお、考查実施に際しては、考查先の事務負担軽減の観点から、内部信用格付の定着度合いを勘案し、可能な限り資産査定対象の抽出方法を信用リスク量ベースでのカバー率を重視したものに見直し、実効性を確保しつつ査定件数の削減を図った。

考查実施先数の実績

（実施先数）

	11年度	12年度	13年度
銀行	41	31	31
信用金庫	30	59	78
その他（外国銀行、証券会社等）	37	21	11
合計	108	111	120

以上の考查を踏まえた特徴点および留意点は、以下のとおりである。

（1）多くの金融機関において、貸出資産の劣化に歯止めがかかっておらず、重い不良債権処理負担が続いている。このため、全体として、期間収益の蓄積により経営体力の充実・強化を実現することはなお難しい状況にある。

（2）信用リスク管理面では、自己査定への対応が中小金融機関を含め概ね定着してきているほか、内部信用格付をはじめとするリスクコントロールの枠組みの整備も相応に進んでいる。一方、与信先の実態把握の充実や財務分析の精緻化、内部信用格付のタイムリーな見直しと経営管理面での活用、および担保不動産の適切な評価等の点で、引き続き改善が必要である事例が見受けられた。

(3) 大手行では、市場リスク管理の体制および運用両面での高度化が進展しており、政策投資株式についてもリスク削減を急いでいる。また、地域金融機関でも、リスク指標の計測・モニタリング体制の構築に取り組んでいる。もっとも、地域金融機関については、貸出低迷や超低金利の下で有価証券投資を積極化する動きの中に、リスク評価が必ずしも十分でない投資事例も窺われ、リスクの解析や内部的な牽制機能の確保など、運用面での一段の整備が重要であることが確認された。

(4) 大手金融グループ等での経営統合の動きや金融業務におけるITへの依存度の高まりに応じて、金融機関においては、システムの安全性・安定性の確保が重視されてきている。ただし、システム部門等におけるアウトソーシングや共同化が進展する中で、これらに対応した的確なリスク管理体制の整備の面で課題が残されている。また、決済リスクの面では、日本銀行当座預金決済等のRTGS（即時グロス決済）化後における業務対応上の留意点に関して、金融機関の認識が深まりつつあることが確認された。

2. 平成14年度考査における重点事項

(基本的視点)

わが国の金融機関では、現状なお資産内容の改善が滞々しくない中にあって、各種リスクを適切に管理しつつそれを吸収し得るような収益基盤の強化を図ることが、重要な経営課題である。また、経営統合や新たな業務展開に伴いリスクの所在・態様が変化し、多様化していくものと考えられる。このような中で、本年度は、

預金等の全額保護の特例期間終了^(注)（いわゆるペイオフ解禁）に伴い、預金者や市場参加者からの信認の確保が従来にも増して重要となる。

同時に、日本銀行としても、万一、特定の金融機関に経営上重大な問題が生じた場合であっても、これが金融システム全体の動搖に繋がらないように適時適切な判断と対応が求められている。

(注) ただし、普通預金、当座預金、別段預金については、平成15年3月末まで全額保護が継続される。

こうした現状認識の下で、平成14年度の考査では、以下の点を基本的視点において実施していきたい。

- (1) 金融機関が、自らの経営体力、資産内容の実態とそれを踏まえた償却・引当の必要性、および将来の収益力強化に向けての展望について適切に認識し、それぞれの経営課題について的確な対応を行っているかを確認する。
- (2) 金融機関が、多様化、複雑化する各種リスクに対応した機動的な管理体制の整備・拡充やその実効性向上に努めているか確認する。特に、経営統合等の経営構造の改革を行っている金融グループについては、こうした改革を反映したリスク管理体制の整備状況や機能度合い等について実態を確認するほか、システムの統合・共同化に際し不測の事態を招かないような適切な対策が採られているか、を調査する。
- (3) 金融機関間の取引や決済の連鎖の実態、およびこれらを通じて波及するリスクの所

在をできるだけ正確に把握し、金融システムの一角に何らかのショックが生じた際にも、日本銀行が、その金融市场全体への影響等を想定し流動性の面で適時適切に対応できるように、関連する情報を収集する。

(経営体力・リスクカテゴリー毎の重点項目)

(1) 経営体力

不良債権の現状を踏まえた現時点での自己資本の充実度合いや、収益力の実態について検証する。その際、自己査定における債務者実態の的確な把握や、それを反映した償却・引当の十分性について入念に検証していく。併せて、大手行等においては、償却・引当の十分性を多角的に検証する観点から、後述の信用リスク計量化の手法等を活用した分析も行う。

加えて、金融機関における収益力強化のための諸施策（信用コスト控除後の資産収益率の改善策、業務のリスク・リターンに応じた資源配分の再構築計画等）についても、将来の経営安定性やリスク管理の観点を踏まえ、議論を深めていくこととする。

(2) 信用リスク

金融機関の業務実態や信用リスクの態様を踏まえ、リスクの捉え方やリスク管理のあり方について、引き続き議論を深めていく。

まず、与信ポートフォリオ全体の管理については、必要に応じ内部信用格付を用いた信用コストの把握や貸出債権のキャッシュフロー分析等、信用リスク計量化の手法に着目した調査を行う。その際、こうしたリスク管理の枠組みの有効性や、その与信業務運営や債権管理の面での活用状況を検証のポイントとする。

また、個々の貸出債権管理については、業

況の悪化した債務者に対する再建に向けた経営指導や保全の強化等の対応が、貸出債権の質的改善に着実に繋がる実効性のあるものになっているか、を重点的に調査するほか、担保不動産の評価額の算出が、実態を踏まえて適切になされているか、を入念に検証する。

このほか、信用リスク統括部署を含めた牽制機能に関する調査を通じて、管理体制の強化に向けた取組みを求めていく。

(3) 市場リスク

貸出低迷や超低金利の下で、地域金融機関を中心に有価証券投資を積極化する動きがみられており、市場リスク管理の実態やその実効性について引き続き注意深く検証していく必要がある。特に、高利回り確保を目的に、複雑な仕組みの債券に投資する動きが目立っており、ポートフォリオ管理が、こうした債券が有する複雑なリスクを的確に分析し運用できるような仕組みに整備されているか、また、運用執行部署に対して経営陣の関与や市場リスク統括部署の牽制機能が実効性を有しているか、等を検証する。さらに、預金・貸出に係る運用・調達の期間のミスマッチから生じる金利リスクについて、リスクの捉え方、モニタリングおよびコントロール等の妥当性について検証し、必要に応じて問題点を注意喚起していく。なお、大手行においては政策投資株式リスクの削減が急務であるとの認識が高まっており、その進捗状況やリスク認識についても確認していく。

こうした中で、市場取引を通じたリスクの拡散に備えるとの観点から、現状の市場参加者の業務運営や市場取引慣行等を前提とした場合、金融システムの一角に生じるショック

がどのような波及効果を及ぼすかについても、必要に応じて調査を行い、その情報を市場の安定性確保に役立てていきたい。

(4) 決済・流動性リスク

預金等の全額保護の特例期間終了に伴い、預金者や市場参加者の行動により資金繰り運営が影響を受ける度合いが従来に比べ高まっている。こうした状況を踏まえ、日常的な流動性リスク管理の適切性および資金繰り逼迫時を想定した緊急時対応についても、引き続き確認していく。

また、円滑かつ安定的な決済の運行を確保すべく、引き続き決済実務面の課題について議論を深める。具体的には、日本銀行当座預金決済等のRTGS化後における資金・証券残高管理の複雑化やシステム依存度の高まりを踏まえ、決済事務に対して高い堅確性を求めていく。

さらに、各種システムダウンを想定した緊急時の対応策について、整備状況を確認する。特に、電算センターやオフィス等の機能が失われた場合（拠点被災時）における決済業務の継続計画に焦点を当てることとする。

なお、近年、民間決済システムにおいて、支払不能参加者が発生した場合でも当日の決済が円滑に実行されるための各種ルールが整備されてきているが、こうしたルールに則した金融機関の事務対応状況についても確認していく。

このほか、金融機関間の資金・証券決済の状況（決済プロファイル）等についても、必要に応じて調査していく。

(5) オペレーション・リスク

金融機関が、経営統合や業務提携等を梃子

に一段の経営効率化を目指す中で、人員配置のスリム化、事務処理の集中化およびアウトソーシングの動きが一段と加速している。こうした状況の下で、集中化やアウトソーシングの対象事務を含め、事務フローに内在するリスクが適切に把握・管理されているか、相互牽制が十分に機能しているか、といった点を重点的に調査する。

システム関連については、情報セキュリティの侵害やシステムの障害が適切な金融サービスの提供を妨げる惧れがないか、システムが提供する機能・情報が業務要件に照らして的確か、といったシステムの安全性、安定性、信頼性について引き続き確認していく。特に、金融機関の経営統合や業務提携に伴うシステムの統合・共同化に際し、不測の事態を招かないよう適切な対策が採られているか、IT革新の進展に伴いシステム基盤の変化に対応したリスク管理が適切に行われているか、に重点をおいて調査する。

オペレーション・リスクの複雑化、経営の効率化、バーゼル合意意見直し作業等への対応を背景に、同リスクの計量化等による管理技術の高度化や経営管理への活用の試みが広がりつつあり、今後の望ましいあり方を中心に引き続き議論を深めていく。

(6) 統合的リスク管理等

多様なリスクを共通の見方で統合的に捉えた上で、こうしたリスクをカバーするような資本を業務部門別に配賦するといった内部管理体制が、大手行中に一般化しつつあるほか、一部の地域金融機関でもこうした体制の導入に向けた取組みがみられ始めている。もっとも、対象とするリスクの範囲や、リスクの

計量化手法、適切な業務運営上のインセンティブ付けに繋がる資本配賦・収益評価の枠組みなど、検討を要する課題は少なくない。こうした観点から、管理技術の高度化や経営管理上の活用について、引き続き議論を深めていきたい。

大手行では、経営構造の改革を反映したりスク管理体制の整備状況や実務との整合性、新体制の機能状況などについて、実態を把握する。

なお、金融機関における内部監査の充実・高度化へ向けた取組みを後押しする観点から、内部監査に対する経営陣の関与度合い、リスクの所在に応じた監査手法の導入、部署・業務毎のリスクに応じた監査頻度・監査内容の調整、等を含む内部監査体制の整備状況を重点的に確認するとともに、改善の方向性について議論を深めていく。

(**考查運営面での対応**)

考查運営面においては、引き続き厳正な考查を心掛けるとともに、考查結果に対し考查先からも十分納得が得られるよう適切に対応し、日本銀行考查に対する信頼の維持・向上に努めていきたい。この点、従来から、考查期間中に考查先および会計監査人との間で綿密な意見交換を行うとともに、考查終了後のモニタリングを通じ考查先からの意見聴取にも努めてきたところである。こうした取組みに加えて、平成14年度より、考查の場において考查先との間で見解の相違が生じた場合に、考查先が、立入り終了後に考查局長に意見を提出できる仕組み^(注)を新たに導入することとした。

また、引き続き考查先の事務負担の軽減や考查の効率的な運営にも十分配慮していきたい。このため、特定のリスクに関する実態把握が必要と判断される場合、調査対象を絞った考查の積

極活用を継続していく方針である。さらに、考查実施先の選定に当っては、考查先の有するリスクの大きさ、課題の所在等に応じて、考查の周期および内容や期間を弾力的に判断していくこととする。

(注) 考査先は、立入り終了後3営業日以内に、立入り終了時点で考查の内容に関して考查役と見解の相違が明らかとなった事項について、疎明資料および会計監査人の意見書等を添付の上、書面により意見を考查局長宛に提出できることとする。

◆**日本銀行、「本邦金融機関による経営課題への対応状況」を公表**

日本銀行は、4月8日、「本邦金融機関による経営課題への対応状況」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2002年4月号参照）。

◆**日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表**

日本銀行は、4月11日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、4月12日に公表したほか、2月28日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを4月16日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成 14 年 4 月 11 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 10~15 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆金融庁、「主要行に対する特別検査の結果について」等を公表

金融庁は、4 月 12 日、「主要行に対する特別検査の結果について」等を公表した。その内容は以下のとおり。

主要行に対する特別検査の結果について

金融庁は、主要行に対して、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保することを目的として、市場の評価に著しい変化が生じている等

の債務者に着目した特別検査を実施した。その結果の概要は以下のとおり。

1. 特別検査の概要

対象行：主要行 13 行（第一勧業、富士、東京三菱、あさひ、UFJ、三井住友、大和、三井信託、安田信託、UFJ信託、住友信託、中央三井信託、日本興業）

日程：平成 13 年 10 月 29 日着手、平成 14 年 4 月 11 日検査結果通知

検査内容：株価や外部格付などに著しい変化が生じている等の大口債務者について、原則としてメイン行において検証。検査は、外部監査人との共同作業により実施。

2. 特別検査の結果等

検証債務者数及び与信額：

149 先、12.9 兆円

（うち 4 業種：98 先、10.5 兆円）

下位遷移債務者数及び与信額：

71 先、7.5 兆円

（うち 4 業種：47 先、6.3 兆円）

破綻懸念先以下とした債務者数及び与信額：

34 先、3.7 兆円

（うち 4 業種：26 先、3.3 兆円）

不良債権処分損：

1.9 兆円（うち 4 業種：1.7 兆円）

債務者区分の遷移状況：別紙

（注）1. 4 業種とは、建設業、不動産業、卸小売業、その他金融業を指す。

2. 債務者区分の遷移は、昨年 9 月期中間決算における銀行の自己査定との比較である。

なお、検査の過程において、下位遷移すべきであると当局側が判断したもの、そ

の後、再建計画が策定される等により最終的には下位遷移とならなかつたものは、下位遷移したものに含まれていない。

3. 不良債権処分損は、検証した債務者に係る本年3月期決算における下期分の直接償却額と引当増加額との合計額を指す。

＜債務者区分分布状況＞

(全体)

(単位：兆円)

13年9月期			14年3月期		
債務者区分	先数	金額	債務者区分	先数	金額
正常先	50	3.2	正常先	35	2.4
			要注意先	35	2.6
			要管理先	45	4.2
要注意先	56	6.4	破綻懸念先 以下	34	3.7
要管理先	43	3.2			

(4業種のみ)

(単位：兆円)

13年9月期			14年3月期		
債務者区分	先数	金額	債務者区分	先数	金額
正常先	24	2.2	正常先	18	1.8
			要注意先	20	2.0
			要管理先	34	3.4
要注意先	39	5.5	破綻懸念先 以下	26	3.3
要管理先	35	2.8			

主要 13 行による平成 14 年 3 月期の財務内容の公表概要について

特別検査の結果公表に合わせて主要行が 4 月 12 日に公表した 14 年 3 月期の財務内容を見ると、自己資本比率は国際基準行については 8 %、国内基準行については 4 % を大きく上回る水準

となる見通しであり、特別検査の結果を踏まえても銀行の健全性に問題はない。主要行による公表内容の概要は以下の通り。

1. 実質業務純益

実質業務純益は、4.0 兆円。13 年 11 月の業績予想 3.8 兆円に比べ、0.2 兆円 (+6%) 増加。

2. 不良債権処分損

不良債権処分損は 7.8 兆円（旧東海銀行分を除くと 7.1 兆円）。13 年 11 月の業績予想 6.4 兆円（旧東海銀行分を除くと 5.7 兆円）と比べると、1.4 兆円 (+21%) の増加。

3. 経常利益

経常利益は、▲4.9 兆円。13 年 11 月の業績予想▲3.6 兆円に比べ、1.3 兆円 (+37%) 赤字が拡大。

4. 当期利益

当期利益は、▲3.4 兆円。13 年 11 月の業績予想▲2.5 兆円に比べ、0.9 兆円 (+38%) 赤字が拡大。

5. 有価証券関係

- (1) 持合株式を含む「その他有価証券」の減損処理は 1.5 兆円。
- (2) 「その他有価証券」の評価差額（減損処理後の評価損益）は、▲1.4 兆円（うち株式▲1.3 兆円）。昨年 9 月末に比べ 1.9 兆円の改善。

6. 自己資本比率（単体）

自己資本比率は、国際基準行で 10% 台前半～11% 台半ば、国内基準行で 8% 台前半～10% 台半ば。（13 年 11 月の見通しでは、9% 台～11% 台）

平成 14 年 3 月期の財務内容の概要（主要 13 行）

		実質業務純益 (※1)	不良債権処分損	経常利益	当期利益	その他有価証券 減損処理額	その他有価証券評価差額 (※3)	うち株式	自己資本比率 (※4)
(みずほ)	第一勧銀	3,500	▲ 10,500	▲ 7,300	▲ 4,100	▲ 1,400	▲ 2,400	▲ 1,800	10% 台半ば
	富士	3,800	▲ 5,200	▲ 2,100	▲ 1,300	▲ 1,300	▲ 3,100	▲ 2,900	10% 台半ば
	興銀	2,100	▲ 6,600	▲ 4,400	▲ 3,900	▲ 600	▲ 3,200	▲ 2,600	11% 台前半
	安田信託	670	▲ 1,800	▲ 1,600	▲ 1,800	▲ 500	▲ 400	▲ 300	* 10% 台半ば
(MTFG)	東京三菱	4,700	▲ 5,000	▲ 3,500	▲ 2,400	▲ 800	500	600	10% 台前半
	三菱信託	1,550	▲ 1,850	▲ 600	10	▲ 400	▲ 250	▲ 600	10% 台後半
(UFJ)	UFJ 銀行	4,900	▲ 10,650	▲ 5,500	▲ 2,850	▲ 1,200	2,000	1,900	10% 台半ば
	UFJ 信託	1,200	▲ 2,050	▲ 1,950	▲ 1,250	▲ 1,150	▲ 1,100	▲ 850	* 9% 台半ば
三井住友		11,800	▲ 15,500	▲ 5,200	▲ 3,200	▲ 1,300	▲ 4,900	▲ 5,000	11% 台半ば
(大和銀HD)	あさひ	1,900	▲ 5,300	▲ 6,900	▲ 5,700	▲ 1,400	▲ 200	▲ 300	* 8% 台半ば
	大和	1,140	▲ 4,000	▲ 5,400	▲ 4,300	▲ 2,400	▲ 480	▲ 595	* 8% 台前半
中央三井信託		1,550	▲ 1,700	▲ 3,600	▲ 2,900	▲ 1,600	0	100	* 10% 程度
住友信託		1,500	▲ 1,100	▲ 650	▲ 400	▲ 1,100	▲ 900	▲ 500	11% 前後
13 行計		40,310	▲ 71,250	▲ 48,700	▲ 34,090	▲ 15,150	▲ 14,430	▲ 12,845	10% 台半ば

▲ 78,100 (※2)

(注1) 「実質業務純益」は、「業務純益+一般貸倒引当金繰入額」の計数。（大和銀行及び信託銀行は、「信託勘定不良債権処分損」を含む。）

(注2) 合併時に消滅した東海銀行分を含めた場合の計数。

(注3) その他有価証券評価差額は減損処理後の計数。

(注4) 「自己資本比率」の「*」は国内銀行基準。

(注5) 大和銀行は、大和銀信託銀行を含めると自己資本比率は 8% 台半ば。中央三井信託銀行は、三井アセット信託銀行を含めると自己資本比率は 10% 台半ば。

1. 不良債権処理の促進

- 不良債権処理の促進のため、現在、主要行の破綻懸念先以下の債権（新規発生分）について、3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずるとの期限を設定している。

この枠組みの中で、オフバランス化を一層加速するため、具体的な処理目標として、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割目途）について所要の措置を講ずるよう要請する。

- 上記処理目標を確実に実現するため、信託を含むRCCの機能を積極的に活用するよう要請する。

2. 主要銀行グループ通年・専担検査の導入

- 主要銀行グループ別に検査部門を再編成し、各部門が1年を通じて同一グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査し、実質常駐検査体制とすることにより、検査の実効性・効率性を高める。
- 内部監査体制等について重点的に検証するため、民間の専門家を登用した専門班が各グループを横断的に検査する。

3. 金融機関の合併促進

- 今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、収益性の改善等により経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策を早急に検討する。

経営実態に応じた検査の運用確保等

- 中小企業等の経営実態の把握向上による適切な検査の運用確保のため、現行金融検査マニュアルの解説及び具体的な適用事例として「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」を作成し、パブリック・コメントに付すこととする。
- また、この際、検査の効率性の観点から、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好と認められる場合には、与信額が一定額以下の債務者^(注)について、原則として自己査定に委ねることとする。

(注) 与信額 20 百万円又は資本の部合計（会員勘定合計）の1%のいずれか小さい額未満の債務者。

金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編等の作成、整備について

金融庁検査局では、今般、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保のため、金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成をするほか、金融検査マニュアル等について、資産査定における抽出基準の明確化や銀行法等の一部改正等に伴う所要の整備を行うことを検討しています。

つきましては、御意見がありましたら、平成14年5月20日（月）までに、氏名又は名称、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい。電話等によるご意見はご遠慮願います。

なお、頂戴したご意見につきましては、氏名又は名称も含めて公表させて頂くことがあります。

すので、あらかじめご了承願います。

(別添 1)

1. 作成、整備の概要

(1) 金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編

先般、発表されたデフレ対応策のひとつとして、「中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの運用例を作成し、公表する」ことが盛り込まれたことから、今般、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保のため、現行金融検査マニュアルの解説及び具体的な適用事例として「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」（以下、「別冊」という。）を作成することとする。

別冊は、金融検査マニュアルにおける中小・零細企業等の債務者区分の判断に関する記述の解説としての「検証ポイント」及びこれら検証ポイントの具体的な適用事例としての「検証ポイントに関する運用例」からなっている。

（主な内容については別添 2 参照）

なお、別冊は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。

(2) 資産査定における抽出基準の明確化

検査の効率性向上の観点から、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、与信額が一定金額以下の債務者^(注)については、原則として、被検査金融機関の自己査定に委ねができるものとし、その旨、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルに明記することとする。

（注）与信額 20 百万円又は資本の部合計（会員勘定合計）の 1 % のいずれか小さい額未満の者。

(3) その他

特定取引勘定に係る銀行法等の一部改正等に伴う所要の改訂を行うこととする。

2. 今後のスケジュール

本パブリック・コメント終了後、頂いたご意見を踏まえ所要の作業を行い、6月中を目途に検査官宛通達として発出し、その後実施する検査から適用する予定。

(別添 2)

「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」の主な内容

中小企業の債務者区分の検証に際しては、代表者の資産との一体性、企業としての資質等に十分着目して、例えば、以下のような点を勘案及び確認して判断するものとする。

・ 「企業の実態的な財務内容について」

…… 代表者からの借入金があり、代表者が当該企業に対しその返済を要求する意思がない場合には、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額として勘案する。なお、その際には、代表者の個人収支や資金繰りの状況等も確認する。

・ 「企業が赤字で返済能力はないと認められる場合について」

…… 代表者への多額の役員報酬や家賃の支払いなどから赤字となっている場合には、赤字ということのみをもって債務者区分を行わず、赤字の要因や金融機関への返済状況、返済原資について確認する。

- ・「代表者等の個人資産を加味することについて」
 - …… 企業に返済能力がない場合であっても、代表者やその親族に預金等の個人資産が多額にあり、当該資産を企業に提供する意思が明確な場合には、これらを勘案する。なお、その際には、代表者等個人に借入金や第三者に対する保証債務がないかなどをについて確認する。
- ・「技術力について」
 - …… 高い技術力を背景に、今後、受注の増加が確実に見込まれ、それにより業績の改善が予想できる場合には、こうした点を勘案する。
- ・「販売力について」
 - …… 販売網が優れているなど販売基盤が強固で、今後、これらの強みを活かして業績の改善が予想できる場合には、こうした点を勘案する。
- ・「代表者等経営者個人の信用力や経営資質について」
 - …… 健康上の理由等一過性の原因により業績が低迷しているが、代表者等の信用力や経営資質が非常に高く、今後、これらを背景として業績の回復が見込まれる場合には、こうした点を勘案する。
- ・「業種の特性について」
 - …… 例えば、温泉旅館業のように新規設備資金や改築資金が多い業種については、現時点での表面的な収支や財務諸表のみならず、赤字の要因、投資計画に沿った今後の収支見込、返済原資の推移等を勘案する。
- ・「経営改善計画の策定について」
 - …… 大企業のような精緻な経営改善計画がない場合であっても、これに代えて今後の資産売却予定や収支見込等を基に返済能力を確認する。
- ・「返済条件の変更を行っている場合について」
 - …… 例えば、工場建設など設備投資資金を融資する場合、短期資金（いわゆるつなぎ資金）で融資し、これを後に長期資金に切り替えるものなど、通常の商慣習としての条件変更もあることから、条件変更を行ったことのみをもって債務者区分の判断を行わず、資金使途、変更理由を勘案する。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、4月30日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。

記

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成 14 年 4 月 30 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 10～15 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表

日本銀行は、4 月 30 日、「経済・物価の将来展望とリスク評価」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) および『日本銀行調査月報』2002 年 5 月号参照）。

◆現行金利一覧

(14年5月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付 利率)	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	2.10	14. 4.10 (2.30)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期
は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(14年5月16日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈5月債〉 <u>1.380</u> <u>1.4</u> <u>100.17</u>	〈4月債〉 1.399 1.5 100.88
政府短期証券	応募者利回り (%) 発行価格 (円)	(14年5月13日発行分～) <u>0.0039</u> <u>99.9990</u>	(14年5月7日発行分～) 0.0020 99.9995
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈5月債〉 <u>1.457</u> 1.4 <u>99.50</u>	〈4月債〉 1.445 1.4 99.60
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈5月債〉 <u>1.463</u> 1.4 <u>99.45</u>	〈4月債〉 1.453 1.4 99.53
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%) 表面利率 (%) 発行価格 (円)	〈5月債〉 1.200 1.20 100.00	〈4月債〉 1.200 1.20 100.00
割引金融債	応募者利回り (%) 同税引後 (%) 割引率 (%) 発行価格 (円)	〈5月後半債〉 0.080 0.070 0.07 <u>99.92</u>	〈5月前半債〉 0.080 0.070 0.07 <u>99.92</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 公募地方債は最低レート。
3. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆バーゼル銀行監督委員会、「弱体化した銀行（weak banks）の取扱いに関する監督上のガイダンス」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、4月3日、「弱体化した銀行（weak banks）の取扱いに関する監督上のガイダンス」を公表した（その要旨は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載）。